配当公告

和歌山市和歌浦中二丁目二番六号
　破産者　明窓技研株式会社
右の者に対する和歌山地方裁判所平成二十年（フ）第六七〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額（優先的破産債権）
　金四一、五〇九、六九三円
一、配当することのできる金額
　金九、六二七、七二九円
平成二十二年八月二十五日
　和歌山市十番丁一二番地十番丁ビル二階
　破産管財人　水野　八朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鷲見一八五番地の一、最後の住所青森県十和田市東三番町七番九号
　被相続人　亡　中澤　康治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　青森県三沢市桜町一丁目二番一号
　相続財産管理人　弁護士　寺島三紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市梅田町四丁目七八六番地、最後の住所群馬県桐生市梅田町四丁目七八八番地の三　被相続人　亡　石島　正雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　群馬県桐生市広沢町四丁目二二八一番地四
　相続財産管理人　曽根　康仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市大和町チ部一五三番地二、最後の住所埼玉県川口市川口一丁目七番一二号　被相続人　亡　福岩　政
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一〇番三号イチカワビルV五階　立石法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　立石　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市向島町一六〇三三番地二九、最後の住所千葉県東金市極楽寺五九二番地二一　被相続人　亡　相方　一成
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号
　福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　横山　清亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県坂東市大口二四〇二番地一、最後の住所千葉県松戸市古ケ崎四丁目三四五二番地の一　被相続人　亡　山﨑　敏雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　事務所千葉県流山市南流山一―一―一三南流山高雅ビル二〇一渡辺数樹法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　渡辺　数樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市下里四丁目一番、最後の住所東京都東久留米市八幡町一丁目八番一号シャインハイツ東久留米P三　四〇二号
　被相続人　亡　奥村　廣道
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市藤枝五丁目五三三番地、最後の住所東京都日野市大字日野一一七七番地の一　被相続人　亡　村松　武
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階りんどう法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市東本町六五九番地の一、最後の住所東京都東久留米市東本町五番一四号　被相続人　亡　栗原　豊司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北四丁目五二八番地、最後の住所東京都杉並区高円寺北四丁目三〇番一八号　被相続人　亡　三宅　泰孝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中巨摩郡竜王町富竹新田四〇八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　照子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　山梨県甲府市丸の内一丁目二一番二七号鶴田法律事務所
　相続財産管理人　後藤　光利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東筑摩郡四賀村大字五常六九七八番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内川録三郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十五日
　長野県松本市大字神林五八七八番地二
　相続財産管理人　古川　静男

第88期決算公告

平成22年8月25日　埼玉県川口市宮町18番19号
株式会社川金ビジネスマネジメント
代表取締役社長　鈴木　信吉

貸借対照表の要旨　（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,063,667	流動負債	1,126,226
固定資産	3,327,904	固定負債	2,759,346
		株主資本	1,286,484
		資本金	90,000
		資本剰余金	188,043
		資本準備金	187,912
		その他資本剰余金	131
		利益剰余金	1,008,441
		利益準備金	250,000
		その他利益剰余金	758,441
		（うち当期純利益）	(234,892)
		評価・換算差額等	219,514
資産合計	5,391,571	負債・純資産合計	5,391,571